

2024年11月12日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉田 弘明  
(コード番号：2743 東証スタンダード)  
問い合わせ 取締役管理本部長 矢尾板 裕介  
(TEL. 03-6731-3410)

## 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「第39期（2024年12月期）半期報告書の提出及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

またこれとあわせ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、過年度に提出しました公衆縦覧期間に係る内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局に提出しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第34期（2019年12月期）（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

第35期（2020年12月期）（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

第36期（2021年12月期）（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

第37期（2022年12月期）（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

第38期（2023年12月期）（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

#### 2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を下記の通り訂正いたします。  
なお、訂正箇所は下線表示を付しております。

#### 3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度の末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

## 記

当社は、2023年10月24日に証券取引等監視委員会開示検査課（以下「監視委員会」という）より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2024年6月16日に監視委員会より当社監査役会に対し本件の疑義（以下「本件疑義」）という）について第三者による調査を行うよう要請があり、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し、調査を行い、2024年11月12日に特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該調査の結果、下記3項目について、不適正な会計処理及び財務諸表及び連結財務諸表への不適正な開示が行われていることが判明致しました。このため、当社は過年度の決算を訂正し、2019年12月期から2023年12月期の有価証券報告書及び2019年12月期第2四半期から2024年12月期第1四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出することといたしました。

- ① ピクセルエステート株式会社（2024年6月1日付けで売却済み）の取引先への前渡金（350百万円）が当社代表取締役個人の借入金に対する返済に充てられていた。
- ② ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計18件）が実体のない取引であった。
- ③ 当社取締役会の承認を得ずに取引先会社と当社代表取締役の吉田弘明との間の金銭消費貸借契約（合計4件）に関する連帯保証契約を締結していた（貸主：取引先会社、借主：吉田弘明、連帯保証：ピクセルカンパニーズ株式会社）。

これらの事実は、当社グループの統制環境やリスクの評価と対応、統制活動やモニタリング体制等に不備があり、全社的な内部統制が機能しなかったことによるものと認識しております。また、決算・財務報告プロセスに不備があったと認識しております。

当該内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、当該重要な不備の判明が事業年度の末日以後になったためです。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

- ① 経営体制の見直し
- ② 取締役候補選定のプロセスの明確化
- ③ 役員の経営責任及び法定責任の追及
- ④ 決済権限の見直し
- ⑤ 全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み
- ⑥ 役員と関係のある会社との取引の制限

⑦ 内部通報制度の活性化

⑧ 内部監査体制の整備

以上